

役員給与等規程

財団法人日本ナショナルトラスト

役員給与等規程

平成16年6月1日制定

平成17年6月1日一部改正

(目的)

第1条 財団法人日本ナショナルトラスト(以下「本財団」という。)の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)に対する給与等の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は本俸、通勤手当とする。期末手当及び退職金は支給しない。

(本俸)

第3条 役員の本俸は月額とし、次のとおりとする。

役員本俸 100,000円から350,000円までの範囲内で会長が別に定める。

2 本俸の支給日は、毎月17日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰上げる。)とする。

3 本俸は法令に基づきその役員から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

4 新たに役員となった者、又は役員でなくなった者の本俸は日割計算をもって支給する。

(本俸の支給日の特例)

第4条 前条第4項による本俸の支給日は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の支給方法は「職員の諸手当に関する実施細則」第5条を準用する。

(報奨金)

第6条 役員が退職し又は死亡したとき、その者が在職中本財団に対して極めて顕著な貢献をしたと会長が認める場合に限り、予算の範囲内で理事会の議決を得てその者に報奨金を支給することができる。

2 前項の報奨金の額は、当該年度及び次年度における本財団の財政状況を勘案してその都度理事会の議決を経て会長が決定するものとする。

附則

1 この規程は、平成16年6月1日から適用する。